

第四百十三回
会

参議院国土・環境委員会會議録第二号

平成十年九月十日(木曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

九月九日

辞任

北澤 俊美君

補欠選任

福山 哲郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

陣内 孝雄君

太田 豊秋君

松谷 蒼一郎君

小川 勝也君

福本 潤一君

緒方 靖夫君

委員

市川 一朗君

坂野 重信君

田村 公平君

長谷川 道郎君

山下 善彦君

脇 雅史君

岡崎 トミ子君

佐藤 雄平君

福山 哲郎君

弘友 和夫君

岩佐 恵美君

大淵 綱子君

泉 信也君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

建設大臣

佐藤 謙一郎君

関谷 勝嗣君

政府委員

国土・環境大臣
長官

井上 吉夫君

国土・環境大臣
長官

真鍋 賢二君

国土・環境大臣
長官

柳沢 伯夫君

国土・環境大臣
長官

高橋 健文君

国土・環境大臣
長官

石崎 岳君

国土・環境大臣
長官

斎藤 徹郎君

国土・環境大臣
長官

栗原 博久君

国土・環境大臣
長官

太田 義武君

国土・環境大臣
長官

岡田 康彦君

国土・環境大臣
長官

廣瀬 省君

国土・環境大臣
長官

遠藤 保雄君

国土・環境大臣
長官

谷川 秀善君

国土・環境大臣
長官

久保田 勇夫君

国土・環境大臣
長官

小林 勇造君

国土・環境大臣
長官

生田 長人君

国土・環境大臣
長官

中川 浩明君

国土・環境大臣
長官

林 桂一君

国土・環境大臣
長官

遠藤 利明君

国土・環境大臣
長官

小野 邦久君

国土・環境大臣
長官

小川 忠男君

国土・環境大臣
長官

木下 博夫君

国土・環境大臣
長官

山本 正堯君

事務局側

建設省河川局長

青山 俊樹君

建設省道路局長

井上 啓一君

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

建設省河川局長

本日の会議に付した案件

○国土整備及び環境保全等に関する調査
(建設行政の基本施策に関する件)

(国土行政の基本施策に関する件)

(北海道開発行政の基本施策に関する件)

(環境行政の基本施策に関する件)

○地球温暖化対策の推進に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

議事に先立ち、平成十年八月の豪雨災害により亡くなられた方々に対して、御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

どうぞ御起立をお願いします。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(陣内孝雄君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(陣内孝雄君) 委員の異動について御報告いたします。

昨九日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として福山哲郎君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 国土整備及び環境保全等に関する調査を議題といたします。

建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聴取いたします。建設大臣関谷勝嗣君。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 第百四十三回国会における御審議に当たり、建設行政に取り組む基本的な考え方につきまして私の所信を述べさせていただきます。委員各位の御理解と御指導を賜りたいと思っております。

建設行政の基本的使命は、住宅・社会資本の整備を通じて、限られた国土を適正に管理し、真に豊かな国民生活、活力ある経済社会を実現することにあります。

このため、少子・高齢化による投資力の減退、都市や地域の構造変化、地球規模での環境問題の深刻化などの変化に対応して、住宅・社会資本の質を重視し、既存ストックの有効活用や良好な環境の保全・創造等も視野に入れた総合的な国土マネジメントを推進していかなければならないと考えております。

とりわけ、未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災や、豪雨・台風災害等の経験を踏まえ、国民が安全にかつ安心して生活できる環境の実現に努めていかなければならないと思っております。

今般、東日本を中心に大きな被害をもたらした八月の豪雨により、多くのとうとい人命と莫大な財産が奪われました。ここに、各地で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の方々に對しまして心からお見舞いを申し上げます。

私は、改めて我が国国土の災害に対する脆弱性を深く認識し、被災地の日も早い復旧・復興の支援に取り組む、自然環境との共生も考えつつ、今後の安全で安心できる国土づくりに全力を傾けてまいりたいと思っております。

現下の最大の課題は、我が国経済の再生であり、このため、建設省においては、平成十年度所管事業の過去最高の前倒し執行や、補正予算による

追加事業の早期実施に鋭意取り組んでいるところであります。

さらに、平成十一年度予算の概算要求において、当面の景気対策に全力を尽くすため、公共事業関係費について二・七兆円の景気対策臨時特別枠が設けられたところであり、建設省は、対前年度四六％増となる九兆二千億円の要求を行ったところであり、内容についても、各種の重点化枠を活用し、都市構造の再編や経済構造改革に資する分野、環境、情報通信、福祉、民間投資誘発分野の支援、真に整備が図られている分野・地域や短期集中的な災害対策等へ重点化を図ったところであり、景気回復に全力を尽くすとともに、二十一世紀を見据えて真に必要とされる事業を進めてまいります。

さらに、公共事業予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、事業の重点化、効率化、透明化の三点に重点を置き、コスト削減対策、事業間の連携、費用対効果分析を含む事業評価などの施策を積極的に推進することといたしております。

また、行政改革につきましましては、中央省庁等改革基本法に基づき、国土の適正な整備・管理についての責任官庁である国土交通省が設置される運びとなっております。その具体化に当たっては解決すべきさまざまな問題がございますが、規制緩和、地方分権、地方支分部局への権限の委任なども含めて、行政改革の実を上げるよう全力を尽くして取り組んでまいります。

以上、建設行政の推進につきまして、基本的な考え方を述べさせていただきました。

陣内委員長を始め委員各位の格別の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(陣内孝雄君) 次に、国土庁長官から国土行政の基本施策について所信を聴取いたします。

○国土大臣(柳沢伯夫君) 第四百十三回国会における御審議に当たりまして、国土行政に対する私の所信を申し上げます。

まず最初に、今般の各地で相次いだ集中豪雨により亡くなられた方の御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々にに対し、心からお見舞いを申し上げます。

国土庁といたしましては、関係機関と連携をとりながら、総力を挙げてその対策に取り組んでいるところであり、今後とも、災害対策につきましましては、阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、絶えず迅速かつ的確な行動を心がけ、常に緊張感を持って進めてまいりたいと考えております。

さて、我が国が直面する最大の問題は、長期化する景気の低迷であります。小沢内閣は経済再生内閣であり、今日の我が国経済の危機的状況を乗り越えることが我々の使命であります。また、二十一世紀に向けて、豊かでゆとりがあり、安心して暮らせる社会を実現する上で、幅広い所管分野を担当する国土行政の役割はますます重要になると考えております。

このうち、土地政策につきましましては、新総合土地政策推進要綱の着実な実施等を通じて、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化を強力に推進してまいります。

とりわけ、当面、金融再生を目指すのトータルプランの取り組みにおいて、国土庁としても実効ある措置の実施に力を尽くす必要があると考えております。

また、こうした緊急の課題への対応とともに、新しい全国総合開発計画「二十一世紀の国土のグランドデザイン」を今後具体化していくことが重要であり、特に、計画で示された戦略である大都市のリノベーションによる三大都市圏の整備と、多自然居住地域の創造による地方の振興に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、首都機能移転の具体化に向けた積極的な検討、健全な水循環を目指した総合的な水資源対策といった課題につきましても引き続き着実に推進してまいります。

また、省庁再編につきましましては、国土庁等を母

体に設置される国土交通省において、国土行政がこれまで以上に的確に進められるよう積極的に取り組んでまいりたい所存であります。

以上、国土行政に関する所信を申し述べました。

陣内委員長を始め委員各位におかれましても、格別の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(陣内孝雄君) 次に、北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について所信を聴取いたします。

○国土大臣(井上吉夫君) 第四百十三回国会に当たりまして、北海道開発行政の基本方針及び当面の諸施策につきましまして、私の所信を申し述べます。

北海道経済は、大手金融機関の破綻、雇用情勢の悪化など極めて厳しい状況にあり、景気の低迷状態が長引いております。また、北海道は、広域分散型社会であることから、本州等に比べ高速度交通基盤や生活関連整備などの基幹的基盤がいまだ十分とは言えません。

しかしながら、広大な国土と豊富な資源を有する北海道の豊かな環境は、我が国にとつてかけがえのないものであります。

このため、現下の課題に的確に対処し、あすの日本をつくる北海道を実現するために、本年四月に閣議決定いたしました第六期北海道総合開発計画に基づき諸施策を積極的に推進いたします。

現在、平成十年度予算及び総合経済対策を受けた補正予算の円滑な執行に努めておりますが、治山治水、道路整備、港湾・空港整備、農業農村整備など、事業の実施に当たりましては地域のニーズや事業効果の早期発現などを踏まえ、重点化、効率化を図ってまいります。さらに、各種事業間の一層の連携により事業効果を高めるとともに、予算の計上に当たりましては、各種公共事業の評価を行い、北海道総合開発計画のより一層効率

的、効果的な実施を図ります。

設備投資の促進等のため、北海道東北開発公庫の出融資機能の積極的な活用を努めます。

なお、苫小牧東部地域におきましては、一団の未利用広大地で陸海空の交通条件にすぐれるなど、将来の開発可能性が高く、北海道にとつてもまた我が国にとりまして貴重な地域であります。ことから、これまでの反省を踏まえつつ再出発し、今後は新会社を設立し円滑に事業が推進できるよう、現在具体的な検討を進めております。

このほか、本年七月に承認されました第四期北方領土隣接地域振興計画に沿って、当該地域の安定・振興を図るための施策を推進いたします。また、アイヌ新法に基づき、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発等の施策を推進します。

なお、中央省庁再編につきましましては、北海道開発庁の任務及び行政機能は国土交通省に引き継がれ、関係予算も従前のおり国土交通省に一括して計上されることとなっております。二〇〇一年一月に一府十二省庁体制への移行を開始することを目指し、必要な準備を進めます。

以上、北海道開発行政に關し所信の一端を申し述べましたが、今後とも北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいりますので、陣内委員長を始め委員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。所信の表明とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(陣内孝雄君) 次に、環境庁長官から環境行政の基本施策について所信を聴取いたします。

○環境庁長官(眞鍋賢二君) 小沢内閣の発足に際しまして、国務大臣環境庁長官及び地球環境問題担当を拝命いたしました眞鍋賢二でございます。

環境問題が人類の生存基盤を脅かしかねない重大な問題となつてくる今日、こうした問題を担当させていただくことになり、その責任の重さを痛感している次第でございます。陣内委員長を始め皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

参議院国土・環境委員会の御審議に先立ち、環

さきの通常国会には、地球温暖化対策の推進に関する法律案を提出させていただいております。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で所信の聴取は終わりました。

○委員長（陣内孝雄君） 環境政務次官栗原博久

を図るため、今般この法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが地球温暖化防止のために取り組みを行う責務を定めることとしております。

第二に、地球温暖化対策に関する基本方針を閣議決定をもって策定することとしております。

基本方針においては、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項について定めることとしております。

第三に、地方公共団体は、みずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画を定め、それを公表し、また措置の実施の状況について公表することとしております。

第四に、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者は、単独にまたは共同して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、これを公表するよう努めるとともに、講じた措置の実施の状況の公表に努めなければならないこととしております。

第五に、国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出の抑制等を促進するため、都道府県知事は地球温暖化防止活動推進員を委嘱すること、国及び都道府県は地球温暖化防止活動推進センターを指定することができることとしております。

このほか、政府による我が国の毎年の温室効果ガスの総排出量の公表、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関して関係行政機関の長に対する環境庁長官による協力要請、必要な罰

則等に関し所要の規定を設けることとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。本法律案につきましては衆議院において修正が行われたところであり、

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員佐藤謙一郎君から説明を聴取いたします。佐藤謙一郎君。

○衆議院議員(佐藤謙一郎君) ただいま議題となりました内閣提出の地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

地球温暖化は、我々人類を初めとするすべての生物の生存基盤である地球に対し、さまざまな悪影響を及ぼすおそれのある問題であります。そのため、温室効果ガスの濃度を安定化し、地球温暖化の防止を図ることが我々人類に課された責務であると考えます。

また、我々の消費活動等日常生活における温室効果ガスの排出は増加傾向にあることから、現在の大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを環境への負荷の少ない環境に優しいものへ切りかえていくことが重要な課題となっております。この課題に本格的に取り組むに当たっては、すべての国民の主体的な参加が不可欠であります。

さらに、国や地方公共団体の行う消費活動等が我が国の経済活動のうちの相当部分を占めることから、その活動による温室効果ガスの排出が抑制されるよう計画を策定し、確実に実行する仕組みをつくり、国民に対し率先実行の姿勢を示すことが必要であり、特に住民に最も身近な団体である市町村の果たす役割も重要であると考えます。

これらの考え方に基き、衆議院において数回の修正を行いました。御説明申し上げます。修正内容の第一は、法案の目的規定に「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する

国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること」と及び「すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であること」を追加するものとすること、第二は、市町村に対しても都道府県と同じくその事務及び事業に関し実行計画の策定を義務づけるものとすること、以上の二点であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

九月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)
地球温暖化対策の推進に関する法律案
地球温暖化対策の推進に関する法律

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することを目的とする。

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

こと等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第三条 この法律において「温室効果ガス」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇する現象をいう。

第四条 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふつ化硫黄

第五条 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱燃料又は電気を熱源とするものに限り、を使用することをいう。

第六条 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスたる物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスたる物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定め

る係数をいう。)を乗じて得た量の合計量を用いる。

(国の責務)

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体第五項において「民間団体等」という。が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

5 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会

的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等)

第七条 政府は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- 二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
- 三 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該計画の策定、変更及び公表に関すること。

ロ 当該計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標その他当該計画の内容に関すること。

ハ 当該計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)の公表に関すること。

四 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に關し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する基本的事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第八条 都道府県。及び市町村は、基本方針に即して、当該都道府県。及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、実行計画を策定するよう努めるものとする。

3 2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

第九条 事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に關し策定及び公表に努めるものとする。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するよう努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

第十条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができ、

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための必要な助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をす

ること。

(都道府県地球温暖化防止活動推進センター)

第十一号 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる)と認められるものを、その申請により、都道府県に一を限り、都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第五号に掲げる事業(同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他都道府県センターに關し必要な事項は、総理府令で定める。

(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第十二条 環境庁長官は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる)と認められるものを、その申請により、全国に一を限り、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。

四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。

五 都道府県センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに都道府県センターに対する指

導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境庁長官は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、全国センターについて準用する。その場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「環境庁長官」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

(温室効果ガスの総排出量の公表)

第十三条 政府は、毎年、我が国における温室効果ガスの総排出量を算定し、総理府令で定めるところにより、これを公表するものとする。

(関係行政機関の協力)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に關し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に對し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第十六条 第十一條第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条まで並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。

平成十年九月十七日印刷

平成十年九月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局